

家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）により、テレビ・冷蔵庫（冷凍庫）・洗濯機・衣類乾燥機・エアコンは、消費者・販売店・製造メーカーが協力してリサイクルに取り組むことになりました。

※リサイクルの対象となる家電製品は、ごみステーション等には絶対出さないようにしてください。

～処理方法～

1. 家電小売店などに依頼する

家電小売店等に依頼します。

リサイクル料金（注 1）と収集運搬料金（注 2）を支払います。その際、「家電リサイクル券（排出者控）」（注 3）を受け取ります。

2. 自己搬入する

郵便局で、備え付けの専用振込用紙でリサイクル料金（注 1）を振り込み、「家電リサイクル券」を購入します。次に、指定の引き取り場所（注 4）に、使用済み家電製品と家電リサイクル券を持参します。その際、「家電リサイクル券（排出者控）」（注 3）を受け取ります。

（注 1）リサイクル料金は各メーカーにより異なる場合がありますので、詳細については「家電リサイクル券センター」のホームページをご参照ください。

（注 2）収集運搬料金は店により異なりますので、小売店にご確認ください。

（注 3）家電リサイクル券（排出者控）は、確実にリサイクルされたかどうか管理する票になっていますので、大切に保管してください。

（注 4）指定の引き取り場所は、下記のとおりです。

① 三共運送 藪塚倉庫：太田市大原町 2260 （TEL）0277-78-7559

② 藤田商店 境野工場：桐生市境野町 7-1813-57 （TEL）0277-43-5283